

2011年5月23日 男女共同参画会議監視専門委員会（第2回）
「女子差別撤廃条約について」 林陽子（弁護士、女子差別撤廃委員会委員）

1. 女子差別撤廃委員会（CEDAW）の現況
条約の締約国 186カ国、選択議定書の締約国 102カ国
23名の委員（うち男性1名）が4年間の任期を務める。委員は政府の代表ではなく、個人資格の専門家である。必ずしも法律家が主体ではない。
2. 条約機関改革問題
9つの主要人権条約機関（自由権、社会権、人種差別、女性差別、子ども、拷問禁止、移住労働者、障害者、強制失踪）で9つの委員会（合計145名の委員）が活動中。
3. 日本における国際人権法の実施
 - (1) 条約の受動的受容
 - (2) 条約の自動執行力（直接適用可能性）
 - ・自動執行力のない条約
 - ・自動執行力のある条約
 - ・自動執行力はないが、国内法令に間接適用可能な条約
 - (3) 条約の解釈権限の所在
 - ・公権解釈と有権解釈
 - ・条約機関の最終見解、一般的勧告、個人通報見解の法的拘束力
4. 女子差別撤廃条約における締約国の差別撤廃義務（一般的勧告28号）
（特に私人間での効力について委員会の認識）
5. 国際法上の義務の国内的な実現
 - (1) 既存の国内法が条約の規定に抵触する場合（積極的抵触）
 - (2) 条約の受け皿となるための国内法が存在しない場合（消極的抵触）
 - (A) 条約に基づき、給付請求をする場合
 - (B) 条約に基づき、行政措置の違法、取消を求める場合
6. 国際法違反の効果
7. 委員としての所感——一条約機関（あるいは国連）は「中立」か？
8. 日本は人権条約機関とどのように関わるべきか——「建設的な対話」とは